

令和7年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月高浜市議会定例会は、令和7年11月25日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 議案第67号 財産の交換について
- 日程第5 議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第69号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第71号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
議案第72号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第6 議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
議案第74号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第75号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）
議案第76号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第77号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
議案第78号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 橋本友樹 | 2番 | 荒川義孝 |
| 3番 | 神谷直子 | 5番 | 野々山啓 |

6番 今原 ゆかり
8番 岡田 公作
10番 北川 広人
12番 柴口 征寛
14番 黒川 美克

7番 福岡 里香
9番 長谷川 広昌
11番 鈴木 勝彦
13番 倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	杉浦 康憲
副	市長	深谷 直弘
教	育長	岡本 竜生
企	画部長	野口 恒夫
総合政策	グループリーダー	榊原 雅彦
総	務部長	杉浦 崇臣
財務	グループリーダー	平川 亮二
市	民部長	岡島 正明
市民窓口	グループリーダー	神谷 直子
経済環境	グループリーダー	都築 真哉
福	祉部長	竹内 正夫
こども	未来部長	磯村 順司
都	市政策部長	杉浦 睦彦
上下水道	グループリーダー	大村 智康

職務のため出席した議会事務局職員

議	会事務局	長	内藤 克己
主		任	立花 容史枝
主		事	大岡 靖治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、条例の制定や一部改正、令和7年度補正予算などの諸案件が提出されております。本定例会に提案されました諸案件につきまして、厳正かつ公正なる御審議を賜りますようお願い

願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年12月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 杉浦康憲 登壇〕

○市長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、令和7年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、全員の方に御参集いただき、誠にありがとうございます。

日頃より、市政全般において格別の御尽力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

今年も残すところ1か月余りとなりました。国内の景気に目を向けますと、10月の内閣府月例経済報告においては、景気は米国の通商政策の影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復していると、9月からの表現が維持されています。また、日本銀行の地域経済報告においては、東海地域の10月の景気判断を緩やかに回復しているとしており、こちらは昨年10月からの判断が続いています。

全体的には、景気は回復の傾向にあると考えられます。しかしながら、月例経済報告にあるように、アメリカの通商政策、第二次トランプ政権の関税措置は、自動車産業への影響が大きく、特にこの地域に関しては予断を許さないものでございます。また、お米をはじめとした物価高騰も続き、賃金の伸びがこれに追いついていかないという点にも留意しなければなりません。

一方で、明るい話題もございました。

学術分野では、ノーベル生理学・医学賞を坂口志文さんが、ノーベル化学賞を北川 進さんが受賞し、スポーツ分野では大谷翔平選手や山本由伸選手、佐々木朗希選手といった日本人選手が活躍し、アメリカのメジャーリーグ、ドジャースの2年連続となるワールドシリーズ優勝に大きく貢献いたしました。

高浜市に関する人物に目を向けますと、市出身のプロゴルファー杉浦悠太選手はACNチャンピオンシップゴルフトーナメントで優勝し、現在開催中の東京デフリンピックでは、市に在住しております高橋竜一選手が男子バレーボールのキャプテンとしてチームを率いました。

さて、来月12月1日に高浜市は市制55周年を迎えます。今月27日より配布を予定している広報たかはまの12月号の表紙は、鬼瓦や菊人形、落花生にフルーツサンドなど、高浜市の文化や名物

が散りばめられたもので、市出身の大学生がデザインを手がけていただきました。「未来に向かってGO GO」というコンセプトが込められているそうです。先行きが不透明な状況にあっても重要なのは、よりよい未来が待っている、よりよい未来をつくり上げるという思いです。市においても、「未来に向かってGO GO」と市民の皆様にご希望を持っていただけるようなまちづくりに取り組んでまいりますので、何とぞ、御協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日提案させていただきます案件でございますが、諮問1件、議案12件をお願いするものでございます。議案の詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御意見あるいは御可決賜りますようお願い申し上げます。

また、報酬や給与に関して議案を追加させていただく予定がございます。これらにつきましても御配慮賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市長 杉浦康憲 降壇〕

午前10時5分開議

○議長（神谷直子） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、7番、福岡里香議員、8番、岡田公作議員を指名いたします。

○議長（神谷直子） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました令和7年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る10月3日及び11月17日に議会運営委員会を委員全員出席の下、開催をいたしました。

当局より提示されました案件について検討しました結果、会期は本日より12月17日までの23日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は諮問第2号及び議案第67号の議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、続いて、議案第68号から議案第78号の議案の上程、説明を受けます。

続いて、12月2日及び3日の2日間是一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。12月5日に議案第68号から議案第78号の総括質疑、委員会付託を行います。

総務建設委員会については、議案第68号、議案第73号及び議案第74号並びに議案第76号から議案第78号の6議案を付託、福祉文教委員会については、議案第69号から議案第73号及び議案第75号の6議案を付託し、審査を願うことに決定しました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります会期及び会議日程のとおりですので、御承知いただきますようお願いをいたします。

また、本12月定例会より、請願、陳情の採決に際し、高浜市議会の運用として、趣旨採択は含めず、採択か不採択かにより行うことが決定いたしましたので、併せて御報告をいたします。

この12月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月17日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの23日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

9月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管しいたしておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（神谷直子） 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、御説明を申し上げます。

本案は、現委員の岩井伸江氏が令和8年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き

同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問させていただくものでございます。

同氏は、平成25年度から校長という要職を務められるなど、人権尊重の精神と子供たち一人一人を大切に教育の推進に御尽力をされてこられました。また、地域においても長年にわたり住民の声に耳を傾け、温かい人柄と誠実な姿勢で信頼を得ておられます。令和5年4月から人権擁護委員として御活躍をいただいております、これまでの経験と識見を踏まえ、引き続き本市の人権擁護行政の推進に御尽力をいただくことが適当であると認め、再任をお願いするものでございます。

以上、慎重なる審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は、原案に異議のない旨答申することに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 日程第4 議案第67号 財産の交換についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第67号 財産の交換につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書を御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、市が所有する旧高取幼稚園用地とあいち中央農業協同組合が所有する翼ふれあいプラザの土地及び建物の交換に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の1交換に供する財産につきましては、土地の所在及び地番が本郷町六丁目6番86外4筆で、価格は1億7,360万円でございます。

2交換により取得する財産につきましては、土地の所在及び地番が神明町二丁目18番12及び18番13で、建物の所在が同町二丁目18番地13で、土地及び建物の価格は1億7,690万円でございます。

3交換の相手方として、安城市御幸本町501番地1、あいち中央農業協同組合と不動産交換契約を締結するものでございます。

4交換差額の補足につきましては、市が相手方に対し、交換差額金として330万円を支払うものでございます。

説明は以上のおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 幾つかありますので、まとめて聞かないと回数制限されておりますので答弁漏れのないようお願いしたいと思います。

まず、この地目についてお聞かせいただきたいと思います。

地目は、今回、神明町二丁目の18番12と13番が宅地になっております。これ以前、結局上程はされませんでした。以前、上程予定ということで議案説明でいただいた資料によると、当時は田、畑ということであったかと思えます。これにつきましては、田、畑では、これもう本当に建築確認以前の問題でありましたので、これいつ地目の変更をされ、登記がいつ変更され、どのようになっているのか、まずお聞かせいただきたいのが1点目でございます。

2点目としましては、結局、建築確認申請や建築図面、それから、先ほどもこれはちょっと重複する質問になるかもしれませんが、登記簿、こちらはいつどのような形で確認をされたのか、既にコピーなどをもらっているのか、確認方法も含めて、これ多分、財産の交換になれば実際にただ予定にはなっているかと思えますが、その確認もしたいと思えます。

それから耐震について。これは建築確認で申請が出るから耐震があるということかもしれませんが、以前、南部ふれあいプラザにつきましてもあるあると言いながら、結局、建築、耐震が

なかったということもございますので、実際にどのように耐震があるのか。これあるから多分交換されると思うんですけど、それについては不動産鑑定で含まれていない、鑑定の中にはなかったと思いますので、どのように実際耐震について確認をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、まち協の今後、結局これふれあいプラザの場所になりますので、まち協が今後どのような形で存続するかによってもこれの必要性っていうことが問われると思うんですね。今、やはり前から言ってますけど社会構造の変化により、なかなかまちづくり協議会で御活躍いただけるような方々が実際問題減ってきている。そういう中で役員の成り手不足ということが大きく今問い正されてると思うんですけど、そういうことも含めまして、ふれあいプラザ、今、まち協が管理委託もしながらそこで様々な地域の問題解決をされてると思うんですけど、今後、実際どのような形で市長が存続っていうか、していくのかっていうことがよく分からないので、本当にこれまち協を存続していけるのかっていうところに立ち返れば、この必要性についても問われるわけですので、そこについてもお聞かせいただきたいのと、あと、極端なこと言えば、まち協さんっていうのはふれあいプラザがなければ活動ができないってこともないので、地域の湯山町には女性文化センターもございますので、その必要性についてしっかりお聞かせいただけたらなと思っております。

それから、今、総務部長の330万円支払うということなんですけど、この予算についてはどのような、どこから流用、充用、どうやってこの予算の枠組みというか、どこにちょっとあるのか、教えていただきたいんですけど、お願いいたします。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 財務グループ分についての答弁をさせていただきます。

まず、一つ目の宅地に登記した登記日ですが、令和7年9月29日が登記日となっております。

続きまして、確認申請や登記の写しなどを確認しているかということについて、まず、確認申請と登記の写しについては事前にいただきまして、確認はさせていただきました。そのほかの図書については、個々に事前にいただいているわけではなくて、一応口頭では立面図や断面図などはあるということは口頭で聞いております。なお、今回この後、議決をいただきましたら契約を交わすわけですが、契約書において確認申請書をはじめ関係書類の一切を市に譲渡するという条項がありますので、そちらに基づいて関係図書は市に譲渡される予定となっております。

あと、最後の予算についてでございますが、330万円のうち40万円については6月補正において、追加の消費税分が漏れていた点についての290万円については9月議会最終日の補正において御可決をいただいております。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榎原雅彦） まず耐震というところでございますが、こちらの建物につきまして

は、平成7年9月新築の建物というようなことでありまして、新耐震基準の年数の下で建てられた建物ということで、耐震については大丈夫というような認識をしてございます。

次に、まち協の今後についてでございますが、議員言われるように、まち協、一番長いところで発足して20年以上がたちました。成り手不足、確かに深刻になってまいりました。在り方については今後検討していくというところはございますが、現状今のまち協をしっかりと存続していけるような部分で支援、市も考えていきたいと考えております。

また、ふれあいプラザがなければできないわけではないんじゃないかというところがございますが、なくてもできるかもしれませんが、拠点施設ということで、そうしたしっかりと拠点を構え、安定した運営をしていくということでは、現時点、非常にプラザを有効な活用をさせていただいておりますので、現状では今後も引き続きプラザを拠点としたまちづくり活動を展開していけたらと考えております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今の御答弁でいくと、建築図面については、これ確認している、もらっている。何か今、口頭で何か聞いているっていうようなお話だったのかなと思うんですけど、実際問題、今特に総合政策グループのリーダーは、平成7年9月の新築物件だから新耐震基準だっことで認識はされてるんですけど、いわゆる完全にこれは耐震があるよっていう証拠物、証拠となるようなものは今のところないという認識でよろしいんでしょうか。その確認をしたいのと、あと、まち協の今後の在り方についてなんですけど、拠点を構えて安定した運営をしていくということは、今の形を、ちょっとここすごい矛盾してるなと思って、今後については検討していくと言いながら、しばらく今のまち協をそれぞれ存続していけるようにしていく。ちょっとよく今後が見えてこないんですけど、特に何か市長は何かお考えがあるかと思うんですけど、特に拠点を構えて安定した運営をしていくっていうところの部分なんですけど、これ今のまちづくり協議会さんっていうのは、高浜の自治基本条例に基づいてこれが示されてるんですけど、この自治基本条例自体も私はこのいわゆる自治法を超えた条例制定をしてると、私はこれ非常に問題だと思ってるんですね。そういうことも踏まえて、今の人たちがこれ存続していけるのかっていうのが、すごい非常に私は不安定な部分じゃないかなと思ってます。そういう中でそこに対する拠点が必要だからっていうことで、あえて今回購入するっていうことになると、なかなか今のこの財政状況非常に厳しい中でそれが正しいのかなっていうのは、私非常になかなかこれだけの説明だと納得できないもんですから、そのあたりについても納得できるような御答弁いただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） まず建築図面の件について、お答えさせていただきます。

先ほどと繰り返しになりますが、事前に写しをいただいているのが確認申請と登記簿の写しにな

ります。口頭にて確認させていただいているのが、立面図、断面図だとか、あとは構造計算の概要書であったり、基礎詳細図といったものは口頭でございますが、こういった書類もあるということとは確認をしております。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まち協の今後の部分でございますが、まず、現在のプラザですが、必要だから借りてまで使わせていただいているというところでございます。今後につきましては、時代の変化もあります、すぐに今ここを変えるというようなことで、じゃあプラザ不要だよというそういうことには考えておりませんので、今後につきましてはまた検討していく段階でいろいろ皆さんにも情報共有を図る、御意見を聞くということはさせていただきますが、現時点では今のまちづくり協議会の運営をしっかりとしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） ただいまの議案につきまして、まず平成7年9月に新築ということで、現翼ふれあいプラザは新耐震基準について問題ないという御答弁がありました。これはあくまでもそういったことを認識しているというだけのことでございます。

立面図などにつきましては、書類があることしか確認できておりません。その書類が正しいのか、耐震に問題がないのか、それが分からなければ、今回のように財産の交換をすることは、リスクが伴うことが考えられます。

ですので、私は現時点でとてもではありませんが賛成することはできないと考えることから、今回は反対させていただきます。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第67号 財産の交換について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第5 議案第68号から議案第72号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

議案書の5ページ、6ページ及び議案参考資料4ページから6ページの新旧対照表をお願いします。

本議案は、基幹業務システムが国の標準準拠システムへ移行することに伴い、固定資産税及び都市計画税の納期限を変更するものでございます。

初めに、高浜市税条例の一部改正についてでございます。

固定資産税の納期を定める第61条第1項において、現在、第1期の納期を5月16日から5月31日までとしておりますが、標準準拠システムに合わせる必要があることから、これを4月16日から同月30日までに変更するものでございます。この変更は、システム移行後の課税処理や納税通知書の発送スケジュールに対応するためでございます。

納税者の皆様におかれましては、納期が1か月早まることとなりますが、広報紙や納税通知書等への案内により、十分な周知を図ってまいります。

なお、第2項を追加し、評価替えの年、基準年度の第1期の納期については、条例変更等の手続を考慮し、従来どおり5月16日から同月末日としております。なお、評価替えは3年に一度行われ、次回は令和9年度となります。

次に、高浜市都市計画税条例の一部改正についてでございます。

固定資産税と同様に、現在の第1期の納期5月16日から5月31日を4月16日から同月30日に変更し、評価替えの年の第1期の納期は従来どおり5月16日から同月末日としております。

その他、個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税種別割における各納期限について、準則に合わせ、字句を変更しております。

以上が、本議案の提案理由でございます。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 企画部長。

○企画部長（野口恒夫） それでは、議案第69号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

参考資料16ページ及び新旧対照表をお願いいたします。

本案は、自治体情報システムの標準化に伴い、住民登録は市内にないが、事務処理に当たり記録しておく必要がある者を住登外者と言いますが、その住登外者の登録、管理を行う住登外者宛名番号管理機能が自治体情報システムに共通機能として設けられたこと及び教育委員会が所管する就学援助業務等が自治体情報システム内に追加されることで、特定個人情報の提供、いわゆる情報連携が可能となることを受け、個人番号の独自利用事務として新たに条例で定める必要があることから、条文の整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、市長部局から教育委員会へ特定個人情報の提供が可能となることから、題名を高浜市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に改めるものであります。

次に、住登外者宛名番号管理機能による改正としまして、個人番号の利用範囲を定めた第4条第4項及び別表第1、第2において、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報管理に関する事務を追加いたします。

次に、就学援助業務等が追加されたことによる改正として、就学援助業務等が自治体情報システム内に追加されることで、市長部局から教育委員会へ情報連携できるように第5条及び別表第3を新たに定めるものでございます。

最後に、施行日は公布の日としております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） それでは、議案第70号、第71号、第72号につきまして説明をさせていただきます。

まず、議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、議案書及び参考資料に基づき説明をさせていただきます。

提案理由は、議案書にありますように、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業の設備及び運営について基準を定めるためであります。

参考資料の17ページの資料を御覧ください。

1の制定の背景のとおり、乳児等通園支援事業は、令和8年度から全国各市町村での実施が義

務づけられており、その設備及び運営については、法の規定により、国基準を踏まえ、条例で基準を定めることとなっているため、本条例を制定するものでございます。

2の概要ですが、設備及び運営に関する基準は国基準を踏まえる必要性はほぼないことから、設備及び運営に関する基準は、市独自の規定以外は国基準によるものとし、第3条にて、次条で定めるもの、これは市独自規定になりますが、それを除くほか、内閣府令の定めるとおりとするとしております。

次条である第4条にて、乳児室の面積について規定しており、市独自の規定となりますが、内閣府令では1.65平方メートル以上であるところ、本市条例では3.3平方メートル以上としております。これは、愛知県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、保育所の乳児室の面積は国基準の1.65平方メートル以上ではなく、3.3平方メートル以上としていることに倣っております。

3の内閣府令の主な内容ですが、第20条で乳児等通園支援事業の区分を示しており、一般型と余裕活用型について規定をしております。余裕活用型は、保育所などにおいて利用者が利用定員に満たない場合に、その空いてる枠内で対象児童を受け入れて実施するもので、一般型はそれ以外の方法での実施となります。

21条、22条では、一般型の設備基準と職員に係る規定をしております、設備基準については必要面積など、職員については資格要件や配置基準などを示しています。

25条では、余裕活用型の設備基準と職員について規定をしております。

施行日は公布の日となります。

続きまして、議案第71号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正につきまして、議案書及び参考資料に基づき説明させていただきます。

提案理由は、議案書にありますように、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、市が独自に規定するものを除き、省令によることとするためであります。

参考資料の18ページの資料を御覧いただきたいと思っております。

1の改正の背景のとおり、本条例は、これまで一部を除き、国が示す基準に合わせて市の条例を重ねて規定していました。よって、国基準が改正されるたびに本条例の改正の必要性を検討の上、対応してまいりましたが、市条例は国基準とほぼ同様な規定であることから、今回、国基準が改正されたこの機におきまして、先ほどの提案理由のとおり、本条例で定める基準は市が独自に定めるものを除き、国が示す基準に定めるとおりとする条例に改めるものでございます。

2の主な改正内容ですが、第3条にて、第4条と第5条を除いては、国基準である省令に定めるとおりとしておりまして、これまで市独自基準であった乳児室の面積と連携施設の確保については、第4条と第5条に規定しています。

第4条の乳児室の面積ですが、これは議案第70号での説明と同様でございます。

第5条の連携施設の確保ですが、国基準では省令施行日より15年は連携施設を確保しないことができるかとされていますが、市内既存施設は既に連携施設を確保して運営しておりますので、本規定を適用する施設はありません。今後、新規施設が設置される場合は、市内既存施設同様に、連携施設の確保を求めていくこととするため、その適用をしないとするものでございます。

3の国の改正内容ということで、本条例を見直すこととなった国基準の改正内容ですが、地域限定保育士の一般化が国基準に盛り込まれたことによるものです。地域限定保育士は、保育士確保の一環として国家戦略特別区域で認められている制度ですが、それを児童福祉法に位置づけて一般制度化したもので、これにより、地域限定保育士として登録した都道府県で登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、全国の各地で保育士としての業務を行うことができるようになるものです。

施行日は公布の日となります。

最後に、議案第72号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正につきまして、議案書及び参考資料に基づき説明をさせていただきます。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について市が独自に規定するものを除き、省令によることとするためであります。

参考資料19ページの資料を御覧ください。

1の改正の背景のとおり、本条例は、これまで一部を除き、国が示す基準に合わせて市の条例を重ねて規定しておりました。こちら先ほどの議案第71号と同様に、ごめんなさい、市条例は、国基準とほぼ同様な規定であることから、この国基準が改正されたこの機におきまして、議案第71号と同様に先ほどの提案理由のとおり、本条例で定める基準は市が独自に定めるものを除き、国が示す基準に定めるとおりとする条例に改めるものでございます。

2の主な改正内容ですが、第3条にて、第4条を除いては国基準である省令で定めるとおりとしておりまして、これまで市独自基準であった放課後児童支援員については第4条にて規定しております。放課後児童支援員ですが、省令では、保育士等で県などが行う研修を修了した者とする趣旨の規定がされておりますが、規定の期間中に研修を終了する予定をしているものを含めて、放課後児童支援員としております。

また、2の(2)にありますように、高浜市児童クラブの実施に関する条例の規定中に、本条例名を引用する箇所があるため、併せて改正するものでございます。

3の国の改正内容ということで、本条例を見直すこととなった国基準の改正内容ですが、先ほど71号議案で説明しましたように、地域限定保育士の一般化が国基準に盛り込まれたことによるものでございます。

施行日は公布の日となります。

説明は以上となります。

○議長（神谷直子） 日程第6 議案第73号から議案第78号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億1,950万4,000円を追加し、補正後の予算総額を199億6,362万1,000円といたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

繰越明許費は、土地分筆登記申請業務委託事業について、年度内の完了が見込めないことから令和8年度に繰り越すものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方債補正は、14ページ、15ページをお願いし、2段目の美術館・図書館改修事業について、事業費の確定により限度額を減額いたすものでございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金のうち社会福祉費負担金は、障害福祉サービス等給付費などの増加に伴い増額いたすもので、児童福祉費負担金は、児童扶養手当の増加に伴い増額いたすもので、生活保護費負担金は、医療扶助費の増加などに伴い増額いたすものでございます。

14款2項2目民生費国庫補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する補助金などを増額いたすものでございます。

5目教育費国庫補助金は、特別支援教育就学奨励費の増加に伴い、増額いたすものでございます。

15款1項1目民生費県負担金は、障害福祉サービス等給付費などの増加に伴い、増額いたすものでございます。

15款2項2目民生費県補助金のうち社会福祉費補助金は、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費に対する補助の単価が変更となったことなどに伴い増額いたすもので、児童福祉費補助金は、保育園の老朽化した備品や設備の修繕に対する補助金などを増額いたすものでございます。

17款1項1目一般寄附金は、匿名の方から御寄附いただいたものでございます。

3目民生費寄附金、48ページ、49ページをお願いし、5目教育費寄附金は、明治安田生命保険相互会社刈谷支社様から御寄附いただいたものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

2項1目介護保険特別会計繰入金は、生涯現役まちづくり事業の燃料費の増額に伴い、増額いたすものでございます。

20款4項2目雑入の講座受講料は、古文書手ほどき講座が中止となったことに伴い減額いたすもので、公共施設等使用料収入は、たかはま夢・未来塾から市が所有するノートパソコンの賃貸料を徴収したことにより増額いたすものでございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項1目議会費の3議会運営事業のうち東海市議会議長会負担金は、今年度は暫定措置により負担金を徴収しないこととなったため、減額いたすものでございます。

2款1項20目諸費は、過年度の精算に伴う返還金を計上いたすものでございます。

2款2項1目賦課徴収費の3市税賦課事業は、自治体情報システムの標準化・共通化により、各種帳票を改めて印刷する経費及び納税通知書の封入時期の前倒しに係る経費を計上いたすものでございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

3款1項2目地域福祉推進費の2いきいき広場管理運営事業のうち燃料費は、当初の見込みより公用車の使用が増加したことに伴い、増額いたすものでございます。

3目障害者在宅・施設介護費の1障害者自立支援給付事業は、障害福祉サービス等の利用の増加に伴い増額いたすもので、2地域生活支援事業は、移動支援サービスの利用者の増加に伴い増額いたすものでございます。

7目介護保険推進費の3介護保険システム電算管理事業は、介護保険料の算定方法変更に対応するためのシステム修正業務に必要な経費を計上するもので、13地域医療介護総合確保基金事業は、介護ロボット。ICTの導入に必要な経費に対する補助の単価が変更となったことに伴い、増額いたすものでございます。

15目国民健康保険事業費は、人事交流等による人件費の減額に伴い、繰出金を減額いたすものでございます。

16目介護保険事業費の1介護保険特別会計保険事業勘定繰出金は、介護サービス給付費等の増加に伴い増額いたすもので、2介護保険特別会計介護サービス事業勘定繰出金は、60ページ、61ページをお願いし、給与改定等による人件費の増額に伴い、繰出金を増額いたすものでございます。

17目後期高齢者医療事業費は、給与改定等による人件費の増額に伴い、繰出金を増額いたすものでございます。

18目重層的支援体制整備事業費は、当初の見込みより公用車の使用が増加したことに伴い、増額いたすものでございます。

3款2項2目保育サービス費の3保育園管理運営事業、62ページ、63ページをお願いし、4小規模保育事業及び7乳児等通園支援事業のうち消耗品費は、明治安田生命保険相互会社刈谷支社様からの御寄附により保育用品を購入するものでございます。

3保育園管理運営事業のうち民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金は、民間保育所において産休・病休代替職員を配置するための補助金を計上いたすものでございます。

3保育園管理運営事業及び4小規模保育事業のうち保育環境改善等事業費補助金は、高浜南部保育園及びたかはまこども園並びにからんこえに対し、保育環境を改善するために補助金を交付するものでございます。

3目家庭支援費の3児童扶養手当等支給事業は、受給者の増加及び手当額の改定に伴い増額いたすもので、9児童センター事業のうち消耗品費は、明治安田生命保険相互会社刈谷支社様からの御寄附により保育用品を購入するもので、高取センターキッズ運営委託料は、高取センターキッズの夏休み期間の利用者が想定以上に多く、利用者の安全管理のために当たる就業者の就業時間を延長したことに伴い増額いたすもので、ごみ処理施設使用料は、東海児童センター及び翼児童センターのごみ処理量が当初見込みより多いことと、ごみ処理費用の単価が改定されたため増額いたすもので、15子育て・家族支援ネットワーク事業は、最低賃金改定により増額いたすものでございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

3款3項2目生活援助費は、生活扶助費及び医療扶助費の増額に伴い、増額いたすものでございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

4款1項3目医療対策推進費のうち不動産鑑定手数料は、旧刈谷豊田総合病院高浜分院跡地の不動産鑑定評価を行う費用を計上いたすもので、土地分筆登記申請業務委託料は、当該跡地の境界に係る土地の測量及び分筆登記を行う費用を計上いたすものでございます。

4目環境保全推進費は、委託金額の確定に伴い、減額いたすものでございます。

5目上水道費は、人事交流等による児童手当の増額及び令和6年度能登半島地震に係る災害救助費負担金の増額に伴い、補助金を増額いたすものでございます。

4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費は、契約金額の確定に伴い、減額いたすものでございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

6款1項4目農地保全費は、服部排水機の電気式ポンプの稼働に必要な燃料費の価格高騰及びポンプの冷却に必要な水道使用量の増加により、増額いたすものでございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

8款2項1目生活道路新設改良費は、衣浦衛生組合の事業系一般廃棄物の使用料が改定されたことに伴い、増額いたすものでございます。

8款5項3目下水道費は、人事交流等による児童手当の増額に伴い、補助金を増額いたすものでございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費の1小学校維持管理事業のうち消耗品費及び庁用器具費は、企業版ふるさと納税による事業者からの御寄附により学校用品を購入するもので、校内廃棄物処理委託料は、衣浦衛生組合の事業系一般廃棄物の使用料が改定されたことに伴い、増額いたすものでございます。

2目教育振興費の1小学校教育振興事業のうち消耗品費は、令和8年度以降に小学校で使用する教師用教科書及び指導書を購入するための費用を計上するもので、74ページ、75ページをお願いし、庁用器具費は、企業版ふるさと納税による事業者からの御寄附により学校用品を購入するもので、2小学校児童就学援助事業は、当初の見込みより対象者が増加したことに伴い、増額いたすものでございます。

10款3項1目学校管理費の2中学校維持管理事業のうち消耗品費は、南中学校において令和8年度からの学級増に伴い必要な物品を購入するための費用を計上いたすもので、校内廃棄物処理委託料は、小学校維持管理事業と同様の理由により増額いたすものでございます。

10款4項1目幼児教育費の3幼稚園維持管理事業のうち消耗品費は、明治安田生命保険相互会社刈谷支社様からの御寄附により教育・保育用品を購入するもので、賄材料費及び幼稚園給食費負担金は、小学校からの学校給食の提供中止により減額いたすものでございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

10款5項3目生涯学習推進費は、古文書手ほどき講座が中止となったことに伴い、減額いたすものでございます。

4目青少年育成・活動支援費は、補助金の申請がなかったことに伴い、減額いたすものでございます。

5目文化事業費は、工事金額の確定に伴い、減額いたすものでございます。

そのほか、歳出全体を通じまして、電気及びガスに係る価格高騰の影響及び使用量の増加により光熱水費を増額いたすほか、人事交流等及び給与改定に伴う人件費を増減いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第74号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、御説明を申し上げます。

補正予算書の19ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ158万8,000円を追加し、補正後の予算総額を36億2,217万2,000円といたすものでございます。

歳入について申し上げます。

96ページ、97ページをお願いいたします。

2款1項1目保険給付費等交付金の増額は、療養費交付金の増に伴うものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金の減額は、人事交流に伴うものでございます。

4款2項1目支払準備基金繰入金の増額は、今回の補正に伴う財源調整でございます。

次に、歳出について申し上げます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の減額は、主に人事交流に伴うものでございます。

2款1項2目一般被保険者療養費の増額は、療養給付費の増加に伴うものでございます。

7款1項1目一般被保険者保険税還付金の増額は、被用者保険への加入等により資格の移動が増加したことによるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） それでは、議案第75号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）について、御説明申し上げます。

補正予算書25ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ1,707万7,000円を追加し、補正後の予算総額を31億3,161万4,000円とするとともに、介護サービス事業勘定で歳入歳出それぞれ322万5,000円を追加し、補正後の予算総額を7,572万3,000円といたすものであります。

補正予算説明書112、113ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございます。

3款1項1目介護給付費負担金、3款2項1目調整交付金、4款1項1目介護給付費交付金及び5款1項1目介護給付費負担金は、いずれも介護サービス給付費や介護予防サービス給付費等の実績見込みによる増額であります。

3款2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、4款1項2目地域支援事業支援交付金及び114、115ページをお願いいたしまして、5款3項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、地域支援事業費の増に伴い増額するもので、7款1項1目一般会計繰入金は、介護サービス給付費や介護予防サービス費等の実績見込みによる増額が主なものであります。

116、117ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、職員の人事交流等に伴い、増額いたすものであります。

2款1項4目居宅介護福祉用具購入費、2項1目介護予防サービス給付費、3目介護予防福祉用具購入費、5目介護予防サービス計画給付費、118ページ、119ページをお願いいたしまして、2款4項1目高額医療合算介護サービス費は、実績見込みに伴いそれぞれ増額いたすものであります。

4款3項1目任意事業費は、人事院勧告により会計年度任用職員報酬などを増額いたすもので、5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今回の補正に伴い、462万3,000円を減額いたすものであります。

6款1項3目介護給付費等過年度分返還金は、令和4年度及び令和5年度の介護給付費負担金の額の再確定に伴う返還金で、2項1目繰出金は、一般会計における重層的支援体制整備事業の増額に対する繰出金を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございます。

130ページ、131ページをお願いいたします。

2款1項1目一般会計繰入金は、職員の人事交流等により職員給与費等繰入金を増額いたすものであります。

132、133ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費は、職員の人事交流等により増額いたすものであります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第76号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、御説明を申し上げます。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ147万9,000円を追加し、補正後の予算総額を7億3,469万5,000円といたすものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

144ページ、145ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金は、人事院勧告による職員給与費等繰入金の増額によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

146、147ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事院勧告による期末・勤勉手当等の増額によるものでございま

す。説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第77号及び議案第78号について御説明申し上げます。

初めに、議案第77号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算書（第2回）の5ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

収入では、第1款水道事業収益、第2項営業外収益について、人事交流及び能登半島地震における応援給水活動に伴う費用弁償により予定額を54万8,000円増額し、7,312万3,000円とし、支出では、第1款水道事業費用、第1項営業費用について、人事交流により予定額を239万円減額し、8億7,004万3,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めております職員給与費を249万5,000円減額し、6,618万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第78号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）について、御説明申し上げます。

下水道事業会計補正予算書（第2回）の5ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

収入では、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益について、人事交流により予定額を1万8,000円増額し、7億3,065万9,000円とし、支出では、第1款下水道事業費用、第1項営業費用について、人事交流により予定額を740万8,000円減額し、10億418万6,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

支出では、第1款資本的支出、建設改良費について、人事交流により予定額を167万円増額し、28億6,437万3,000円とするものでございます。

なお、当初予算第4条、本文括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する金額についても、それぞれ改めさせていただくものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたして定めております職員給与費を570万8,000円減額し、6,383万1,000円とするものでございます。

第5条は、他会計からの補助金の額を、今回の補正予算に伴い、4億6,564万9,000円を4億6,566万7,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、12月2日、午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時6分散会
